

有馬郡大澤村善入改良便所検査成績（其ノ二）

一、本縣に設置せる改良便所（其二）

設置した。而して其選定標準は前編に於て述べたる如く極めて嚴密に十數項の條件を考慮し其條件に適合せる村落甲地及び乙地を決定して村落全部の理解と共鳴とを求めて後ち著手した又其構造に付ては設計監督上充分の用意を以て遺憾なきを期した斯くの如にして出來上りたる便所に於て寄生蟲卵の運命及び寄生蟲感染豫防の效果に就て所謂野外の實驗を行ふたのである從來諸家の報告は實驗室内の調査に係るものであつて余が行へる如く實地に住民の便所に應用せられた成績ではない様である。

今茲に相當の効果を擧げ得ることを認めたのでこれを取纏めて報告する次第である。殊に十二指腸蟲病の成績に於ては眞に著しき良成績を示して居ることは注目に價するものと信ずるのである。

土地の状況、便池の構造並に便池内糞便検査の方法等は既に前編に於て詳述してあるから茲には略す。

二、改良便所設置前後に於ける成績比較

甲地（北山田）に於ける改良便所設置以前の検査は昭和四年九月にして乙地（善入）に於ける改良便所設置以前の検査も同じく昭和四年五月である

(1) 甲地（兵庫縣神崎郡山田村北山田）住民の寄生蟲感染に就て

甲地住民の寄生蟲検査は本年九月六日より十日間に亙り四回精細に検査した、即ち改良便所設置後約二ヶ年を経過し其の結果は第一表の如くである。

第一表

七七五

第二表

神崎郡山田村北山田寄生蟲檢查成績、昭和四年九月檢查）

[illegible]

今、第一表を改良便所設置以前に於ける成績第二表と比較すると左の通りである。

改良便所設置以前ノ検査 今 回 ノ 成 績	検査人員		無卵者		有卵者		蛔 蟲		十二指腸蟲		横川吸蟲		鞭 蟲	
	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%
三三 三〇・二	三三	一八・八	一六	八・三	一四	六・三	一五	六・七	三	一・三	一四	三・八	一四	三・八
一〇九	一〇九	三〇・二	一六	六・三	二八	五・五	一	〇・五	一	一・三	一四	三・八	一四	三・八

右の如く検査人員に於ては諸種の故障のために同一でなかつたので人員では比較出来ないもので率で比較することとする。先づ全體から見ると今回の検査成績は無卵者が増加して有卵者が減少してゐる。上の表に示す通り、有卵者の割合は、

物語るものであつて寄生蟲の感染が糞尿によつて廣められるものとすれば糞尿に理化學的作用を及ぼして糞尿中の蟲卵を撲滅した糞尿施肥による寄生蟲感染は他に事情なき限り減少するのが當然であると信ずる。

即ち改良便所で設置以前に於ては無卵者は一八・八%であつたが

卵者に於ては改良便所設置以前は八一・二%であつたが、改良便所設置後では、六九・九%に減少してゐる。これを蝨卵別に見ると、蝨蟲感染は改良便所設置以前では六四・三%であり、今回の検査では五六・五%に減少してゐる。

十二月計は上同士の四三〇で、垂い今同の検査では五六・五%に減少してゐる。

十二指腸蟲感染は著明な相違であつて改良便所設置以前では六・七%であつたが、今回の検査によつて見ると僅かに〇・五%に過ぎない。これは改良便所内蟲卵検査の成績に於て十二指腸蟲卵及び仔蟲が發見出來ないこととよく一致してゐるやうに思ふ。

ることが出来なかつた。

ることが出来なかつた。

此の様に蟲卵別にして見ても其の總てに於て改良便所設置以前の成績と今回の成績とは一〇%以上の著しい差がある。

(2)乙地（兵庫縣有馬郡大澤村善入）住民の寄生蟲感染に就て

第三表

第三表

昭和六年 自八月三十日 寄生蟲卵檢査成績 (有馬郡大澤村善入部落) 至九月四日

[illegible]

改良便所設置以前 有馬郡大澤村善入寄生蟲検査成績(昭和四年九月検査)																
年齢別	要項	性別	検査人員		無卵者		有卵者		蛔蟲		十二指腸蟲		横川吸蟲		鞭蟲	
			人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比
八七	〇一	歳	二四	一〇〇	一	四	一〇〇	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
七六	〇一	歳	四四	一〇〇	一	二	二	二	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
六五	〇六	歳	二六	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
五五	五五	歳	六五	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
五四	〇六	歳	九四	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
四四	五五	歳	四四	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
四三	〇六	歳	三四	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
三三	五五	歳	二六	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
三二	〇六	歳	九四	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
二二	五五	歳	二七	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一一	〇六	歳	七六	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一六	五五	歳	二二	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
五一	〇六	歳	二二	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
八七	〇一	歳	二四	一〇〇	一	四	一〇〇	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇

改良便所設置以前ノ検査		検査人員		無卵者		有卵者		蛔蟲		十二指腸蟲		横川吸蟲		鞭蟲	
今	回	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比
八	一	一八	一〇〇	一	五	一〇〇	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
一	歳以上	九四	一〇〇	一	一	一	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇
計	女男	一八	一〇〇	一	五	一〇〇	一	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇

これを第四表の改良便所設置以前の成績と比較すると次の様である。

以上の表によりて見ると乙地も甲地と同様に無卵者が増加して有卵者が減少してゐる。即ち其の率に於て改良便所設置前二〇・七%の無卵者が著しく増加して五四・五%となり、反對に有卵者は以前は七九・三%もあつたのが四五・五%に減少し、實に著明な變化である、これを各蟲卵別に見ても凡てに減少してゐる。

即ち蛔蟲に於ては七〇・七%の感染者があつたのが改良便所設置後は其の半数以内の三一・三%に減少し、十二指腸蟲に於ては一三・三%であつたものが今回は一・一%に減少し、鞭蟲に於ては三八・八%あつたものが今回は二三・三%となつてゐる。

これによつて見ると甲地も乙地も共に寄生蟲感染率は改良便所設置前と改良便所設置後とに於ては著しい變化を示しており、改良便所設置によつて其の感染率は減少してゐる。

このことは寄生蟲感染防止に改良便所の効果が著しいものであると思ふ。但し前編に記載してある様に甲地の者は一回の驅除をも行はず乙地の者は數回驅除を行ふたのであるから甲地については議論の餘地はないが乙地については一言加へて置く必要がある。即ち乙地は數回驅除を行ふたが余が別編寄生蟲驅除藥の效果に付て述べて置いた様に其效果は實に微弱であつて現に驅除數回の乙地に於て驅除後の成績を見ると昭和四年十一月十三日検査の成績は次の比較表に示す様に有卵者百分率は七一・六%蛔蟲は三三・六%十二指腸蟲は四・二%東洋毛様線蟲は二・一%鞭蟲は五六・八%を示して居つた。然るに改良便所の效果の未だ充分に現れざる期間を経過した昭和六年一月十六日の検査は實に検査人員一九二人中無卵者三三人で一七・二%有卵者一五九人で八一・八%であつて之れを蟲卵別に見ると蛔蟲一二四人で六四・六%十二指腸蟲十五人で七・八%東洋

毛様線蟲四人で二・%、鞭蟲は九六人で五〇・〇%であつたのである。

乙 部落各時期ニ於ケル検査成績比較																								
検査年月日	検査人員		無卵者		有卵者		蛔		蟲		十二指腸蟲		東洋毛様線蟲		横川吸蟲		鞭		蟲		蟯		蟲	
	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%
昭和四年九月二十二日(驅除前)	一八八	元	二〇・七	一〇九	九七・三	一三三	七〇・七	二五	一三三															
同年十一月十八日(驅除直後)	九五	二七	二七・四	六三	七六・六	三三	三三・六	四	二五	四・三	一三・三													
昭和六年一月十六日(驅除後約一ヶ月二月經過)	一三三	三三	一七・二	一五九	八二・八	二四	六四・六	一五	九・八	四	二・一													
同年九月四日(驅除後約二ヶ月經過)	一七六	九六	五四・五	八〇	四五・五	五五	三二・三	二	一・一	一	〇・六													

以上の如く除驅に依つて擧げ得たる成績も約一年二ヶ月を経たるときに於ては有卵者却て増加の成績を示したのであるが其説明は色々考へられるが茲には述べない。次で改良便所設置後約二ヶ月目の糞便を以て施肥したる寄生蟲感染の最も多き夏季を過ぎたるに係らず昭和六年八月三十日から九月四日にかけて検査を行ふた所が前掲の如き成績を得たのである、即ち之れに依て確實に驅除藥の效果少きに反し便池の處置に依る豫防撲滅方法が實效があると云ひ得ると思ふのである。

三、改良便所内の蟲卵検査成績

便池内の尿尿は野菜に施肥した後であつた爲に極く少量より無かつたものもあつたが、従前の通りの方法で五〇坪づつ上、中、下の三層に分けて採取した。而して検査方法も従前の通りであるから、其方法は茲には略す。

(1) 甲地の蟲卵検査成績

即ち第五表にて見れば検査便所數四一個に對して二五個は有卵便所で其の率は六一%となる。而して以上二五個の内二〇個は蟲卵が死滅してゐるものであつたから、有卵便所數の八〇%は卵が死滅してゐる。即ち二五から二〇を減じて便所總數に依つて其の率を求めると、一二・二%となる。之を見ると蟲卵の死滅しない便所が一・二%で残りの八七・八%の便所は安心して肥料に供し得ることになる。之を各層別に見ると上層では蛔蟲卵を有するもの四にして而かも其の全部は死滅してゐる。

第五表

神崎郡山田村北山田部落改良便所第五槽内尿検査成績表(昭和六年九月六日検査施行)									
戸別	番	主氏名	家族數	家族内				他部落ノ糞便投入ノ有無及同數	層別
				蛔蟲卵	鞭蟲卵	十二指腸蟲卵	東洋毛様線蟲卵		
一	七	谷 雄	五	三	一	一	一	同	上層
二	三	小 三	三	一	一	一	一	同	中層
三	四	大 三	三	一	一	一	一	同	下層
四	五	大 三	三	一	一	一	一	同	上層
五	六	大 三	三	一	一	一	一	同	中層
六	七	高 三	三	一	一	一	一	同	下層
七	八	谷 三	三	一	一	一	一	同	上層
八	九	谷 三	三	一	一	一	一	同	中層
九	〇	谷 三	三	一	一	一	一	同	下層
一〇	一	谷 三	三	一	一	一	一	同	上層
一一	二	谷 三	三	一	一	一	一	同	中層
一二	三	大 三	三	一	一	一	一	同	下層
一三	四	大 三	三	一	一	一	一	同	上層
一四	五	大 三	三	一	一	一	一	同	中層
一五	六	大 三	三	一	一	一	一	同	下層
一六	七	大 三	三	一	一	一	一	同	上層
一七	八	大 三	三	一	一	一	一	同	中層

中層では九の内生卵を有するもの一あるが、其の半数以上(五五・六%)は死滅してゐる。而して生卵、死卵の混合してゐるものが三箇あつた。
下層に於ては蛔蟲卵を有するもの二三の内二は死滅し、九一・三%を示す。而して生死混合のものは二である。
下層に於ては卵を發見することも多いが其の大多數は死滅してゐる。このことは従前の成績と一致してゐる。
次に鞭蟲卵、十二指腸卵、全仔蟲等は發見することが出来なかつた。
又、對照として全部落の普通便所から尿尿を採取して検査して見ると、其中層、下層に比較的多數の蛔蟲の生卵を發見した。

第六表

神崎郡山田村北山田部落改良便所検査成績																				昭和六年九月六日				
検査便所数	有卵便所数		三層共死卵便所数	有卵便所数	各層別	有卵数	生		死		生死不明		生死混合		單細胞ニ止マルモノ		生		死		生		死	
	個数	百分比					個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比	個数	百分比
四	三	七五・〇	一〇	二五・〇	上中下	三九四	一	一一・一	三	五	四	一〇〇・〇	五五・六	九一・三	二	三	三三・三	八・七	一	一	一	一	一	一

(2) 乙地の蟲卵検査成績

便池内の尿尿の状態は甲地と大差がない。材料採取法及び検査方法は全く甲地と同様にした。即ち第五表に示す様に検査便所数は二三であつて其の内一九箇所は有卵便所である。即ち其の率は五九・四％であるが此の内の一一箇所は蟲卵が死滅してゐるのであるから、寄生蟲感染上危険な便所は三二箇中八箇に過ぎない。即ち、二五％は危険な便所であつて七五％は肥料に共しても良い便所となる譯である。

之を各層別にして見ると上層に蛔蟲卵を有するもの八箇其の内半數は死滅し、半數は生存してゐる。中層に於ては一〇箇は生死混合である。

下層は一七箇の中二箇は生存し一三箇即ち七六・％五は死滅してゐる。

鞭蟲は上、中層に各生卵を有するもの一箇、下層に於ては二箇を發見したけれども、何れも死滅してゐた。對照として普通便所の屎尿検査成績を見るに上、中、下層とも多數の蛔蟲卵の生卵を認めた。

第七表

有馬郡大澤村善入 改良便所検査成績 昭和六年八月三十一日									
番戸	號別	戸主氏名	家族數	家族内有卵者數		他部落ノ糞便投入ノ有無及ビ回数		層別	
			蛔蟲	糞蟲	十二指腸東洋毛櫟			上層	
								中層	
								下層	
備考									

なる差異を見るかを調査したのである。而して其成績即ち効果は上來述べ来た様に單に驅除を行ふて豫防撲滅方法を講ずるよりも遙かに優良の成績を挙げ得るものである。驅除が頗る困難であつて而かも年を経るに従つて又元の状態となるのであるから根本的方策を講ぜざる限りは恰も食膳の蠅を追ふ様なものであることを先きに記述して置いた。

此際改良便所の設置の上に特に注意を要することを一言しておきたい。若しも糞尿中の水分が地中に漏るるならば液化が非常に困難となり且つ農家に於ての必需品である肥料に不足を來し延ひて不平不満を訴へるであらうから其構造には充分の注意を加へねばならぬのである。次には各槽中の第一槽は特に其容積を大にして腐敗醱酵する時日を長くすることに留意せねばならない又農家は風呂水、汚泥水等を投入して肥料の多からんことを計る習慣(稀釋する意味もあり)がある爲めに時として洗濯水或は雑巾後の水を注入せんとする傾向があるが水分不足の爲めに腐敗困難の場合に適當の注水を行ふ外は注水を禁止せねばならない之れは云ふまでもなく液化するの速もなく最後の槽にまで通過する處があるからである又農家は兎角異物を投入せんとする惡弊がある而かも其異物が液化最も困難であつて此堆積によつて腐敗槽の容積を狭くする結果を齎すことに警戒を與へねばならぬのである然し最後の槽に泥水を加へ異物を混じ又は攪拌することは元より何等差支なきことである、之れを要するに改良便所を設置するならば改良便所の構造並に使用方法に就て豫め充分の監督をなし又理解せしむることが最も必要であつて然らざれば折角の苦心も経費も努力も不佞も何等の効果も挙げ得ない徒勞に終るのである。

(1) 改良便所設置前の住民の寄生蟲感染率と、同設置後の感染率には著しい相違がある即ち、改良便所設置後の感染率は設置前のものより低下してゐる。

(2) 十二指腸蟲に於て特に其の差が著しい、これは改良便所内に十二指腸蟲卵及び同仔蟲が見出されないことによつても理解される。

(3) 蛔蟲、鞭蟲等の抵抗力の強い蟲卵も大部分は死滅してゐて住民の感染率を低下してゐる。

(4) 寄生蟲の豫防撲滅には改良便所は有効に役立つものである。設置の場合には相當経費を要するけれども一度設置すれば自然の力に依つて蟲卵は死滅せられ何等人工的操作及び経費を要さない長所がある。

(5) 勿論一ヶ年又は二ヶ年で寄生蟲感染者を皆無にすることは出来ない道理である。つまり新らしい感染者なき限り現在の寄生蟲の壽命のあるまで即ち體內に於て自然死滅する時に於て始めて皆無となり得るのであつて甲乙二部落とも年を追ふて其感染率が減少するものと推定することが出来る。

第四節 寄生蟲豫防法の制定の必要

第一項 理由

寄生蟲病は現在本邦では到る處に蔓延し殊に農村では甚しいのであるが其の病害の進行が緩慢であるだけそれだけ根本的治療を加ふる者が尠く絶えず身體に故障がある爲に他の疾病の誘因となることもあつて國民の保健上重大な障礙となり自然國家の産業にも影響を及ぼすのを免れないのであるから徹底的に豫防方法を講じて速かに之を撲滅驅逐しなくてはならないのである。それには現在の様な姑息な方法では到底實現が出来ないから一日も早く完全な寄生蟲豫防法を制定して全國一齊に公私協力して豫防の途に進みそして國民保健の改善を圖ることは蓋し刻下の急務なのである、別紙寄生蟲豫防法私案は固より木に竹を接いだ様な不完全極まるもので唯だ思ひ付いただけを羅列して見たに過ぎないのであるが萬一他山の石ともなり得ることがあれば望外の幸である殊に留意せられたいのは第七條の町村が地方長官の指示に従つて設置すべき屎尿處理所である則ち我が内務省では數年以來改良便所に關する調査研究を進め現在獎勵せられ居る五槽式の改良便所ならば傳染病の病原菌も寄生蟲々卵も殆んど死滅して略理的のものである。けれどもさて其の普及を獎勵する段になると案外に安値に出來上らぬのと設置者の總てに對して道府縣費で相當補助すると云ふことは府縣の財政状況よりして殆んど不可能と言つても差支ないものである。故に寧ろ此の改良便所の原理構造を應用して相當大型のものを町村の事業として町村内の耕地反別、交通關係等を考慮して所々に設置させ各戸の屎尿を買上げ等の方法に依りて一旦茲に悉く收藏して自然に第五槽に溢出したものを賣戻すこととすれば設置の経費も各戸に附設させるよりは少額にて足り取扱方法も完全となることが出来又町村の事業とすれば道府縣費の補助を與へるにも便宜で比較的容易に獎勵普及させることが出来るのであるが是れとても道府縣下一律に實施すると云ふことは財政上到底許されぬ處であるから其の實施に付ては地方長官の裁量に任すやうな規定とした譯である。

第二項 私案

第一條 本法に於て寄生蟲病と稱するは蛔蟲、十二指腸蟲、住血吸蟲病を謂ふ。

前項に掲ぐる寄生蟲病の外此の法律に依り豫防方法の施行を必要とする寄生蟲病あるときは主務大臣之を指定す。

主務大臣特別の事由ありと認むるときは前項に依り指定する寄生蟲病に對し命令を以て此の法律の一部を限り適用し又は地域を限り此の法律の全部若の一部を適用することを得。

第二條 醫師地方長官の指定したる寄生蟲病の感染者を診斷したるときは患者の場合に在りては患者又は其の居住の場所の管理を爲す者若は其の代理を爲す者に命令の定むる處に依り豫防方法を指示すべし。

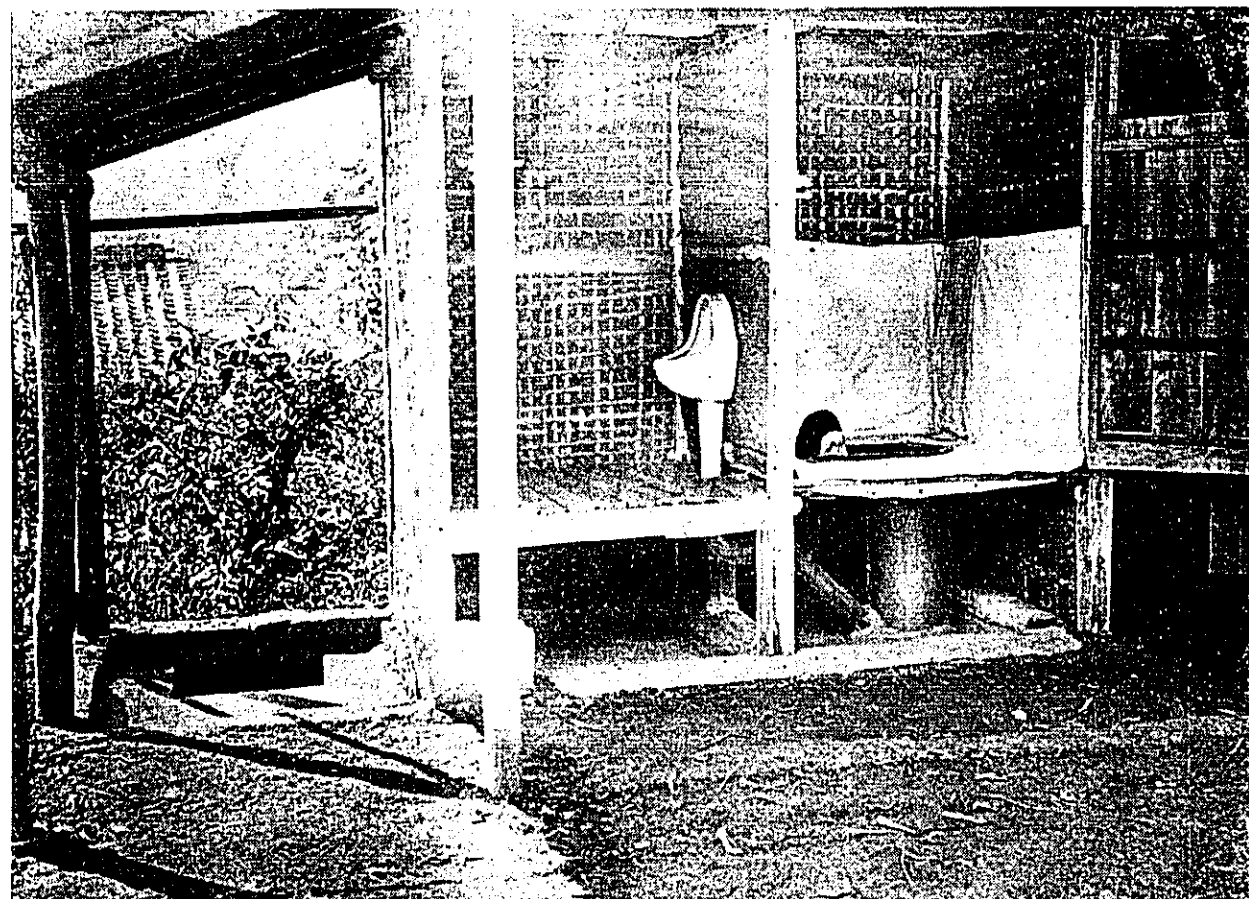
北山田改良便所工事中周囲假枠撤去前



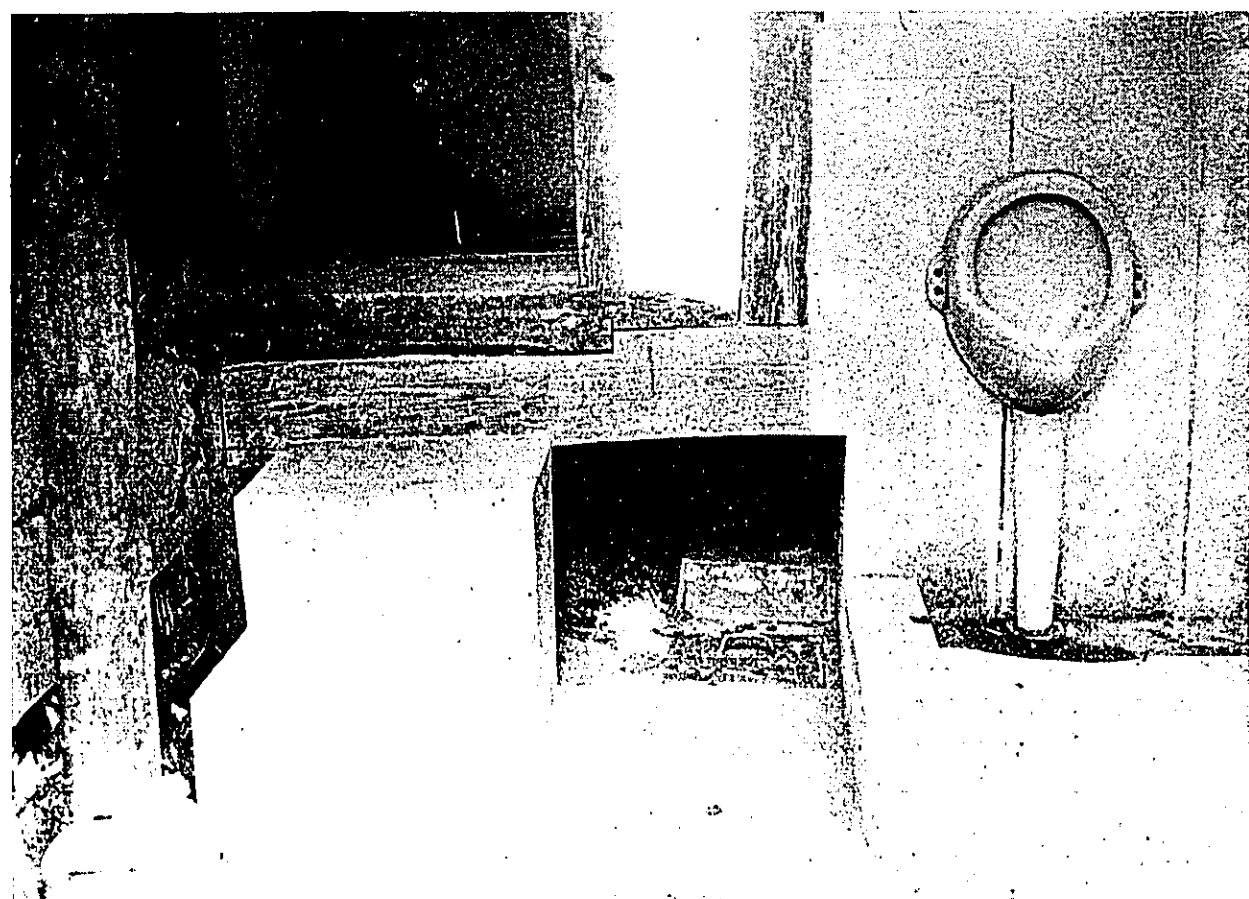
同中仕切を嵌込みたる處（整形）



北山田改良便所の完成したるもの



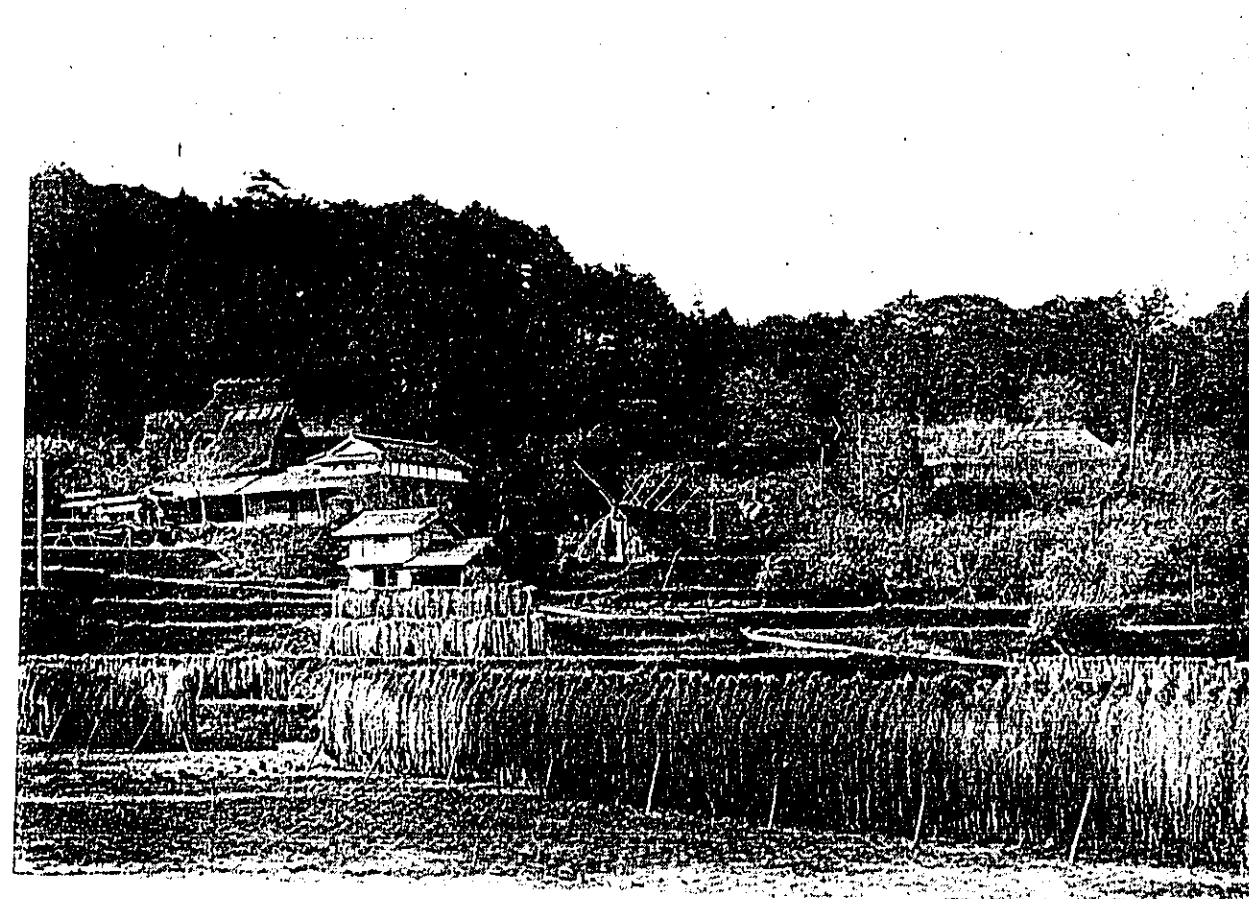
善入部落改良便所の完成したるもの



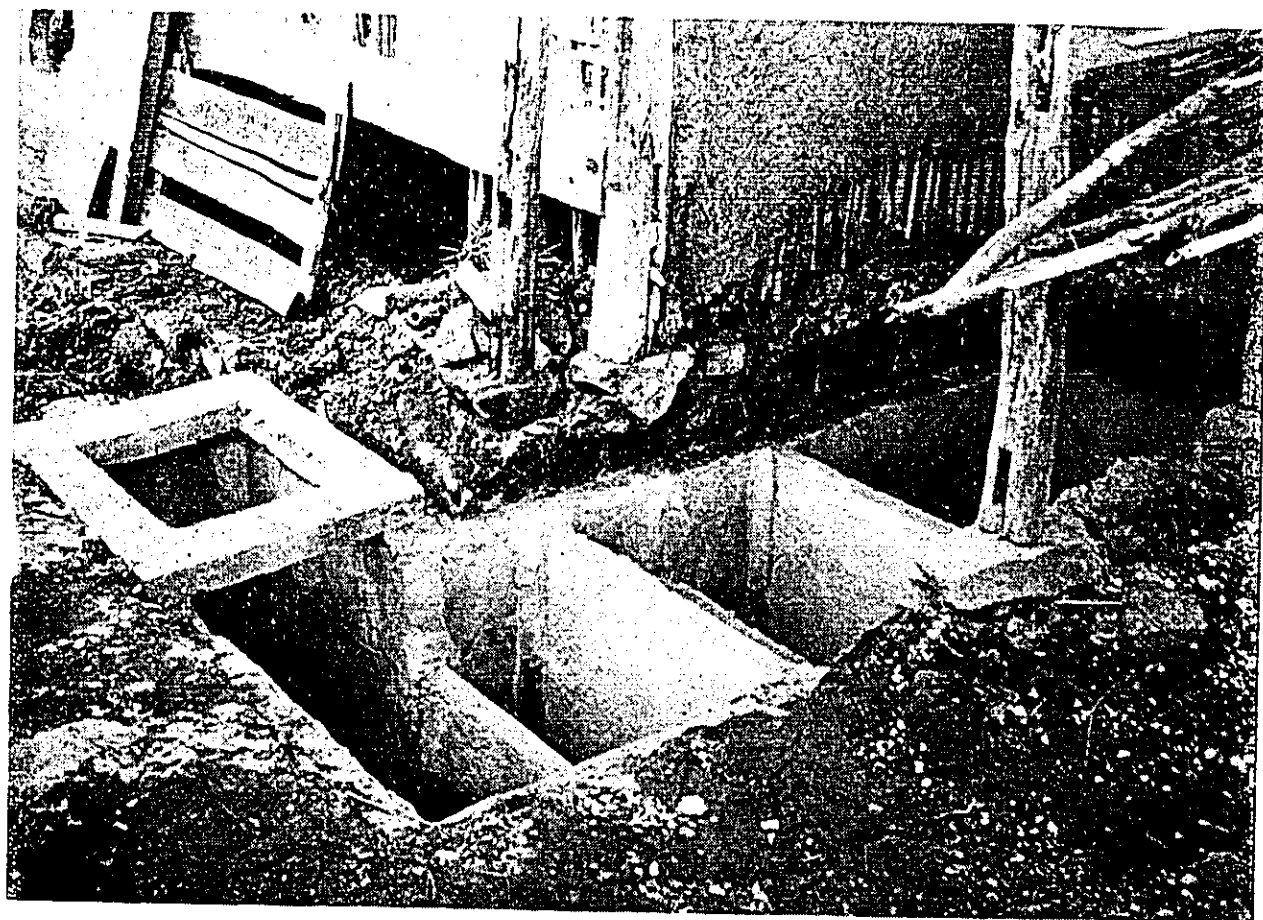
神崎郡山田村北山田全景（第一部落）



有馬郡大澤村宇善入部落（第二部落）



中仕切を嵌みたる所（變形）



便池の完成したる所



前項の規定に依り指示を受けたる者は其の指示に従ひ豫防方法を行へし。

第三條 行政官廳は寄生蟲豫防上必要と認むるときは左の事項を行ふことを得

一、検便竈驅除を施行すること。

二、飲料水、使用水、河川、田畑、原野及山林の使用を禁止し制限し又は豫防方法の施設を爲さしむること。

三、市場、寄宿舎、合宿所、旅店、料理店、飲食店其他獸肉類、魚貝類、蔬菜類の販賣業者、屎尿の賣買取扱業者又は農業者に付寄生蟲蔓延の媒介となるべき事項を制限し禁止し又は場所の管理を爲す者若は其の代理を爲す者に對し寄生蟲豫防上必要なる施設を爲さしむること。

四、獸肉、蔬菜魚貝、甲殻類其の他の物件にして蟲卵、幼蟲、仔蟲又は包裹幼蟲を保有せる疑あるもの、賣買若は授受を制限し若は禁止し其の物件の廢棄を爲すこと。

地方長官前項の規定に依り検便及驅除其の他豫防方法又は物件の廢棄を爲す場合に於て其の費用は北海道地方費又は府縣の負擔とす。

第四條 地方長官は命令の規定を以て市街地建築物法を施行せられざる地域に於て新築又は改築の便所及屎尿溜の構造を制限することを得

第五條 地方長官は寄生蟲豫防上特に必要ありと認むるときは地域を限り各戸の便所の改造を命ずることを得

前項の場合に於ける費用は市町村の負擔とす

第六條 市町村は地方長官の指示に従ひ寄生蟲の豫防及驅除に關する施設を爲すべし。

第七條 市町村は地方長官の指示に従ひ市町村内に屎尿處理所を設置すべし。

屎尿處理所の個數、構造、設備及處理の方法に關する事項は命令を以て之を定む。

屎尿處理所を設置したる町村内に於ては之を経由せざる屎尿を肥料として使用することを得ず。

第八條 北海道地方費又は廳縣は命令の定むる處に依り費用の支出を爲す市町村に對し補助を爲すべし。

第九條 國庫は第三條第二項又は前條の規定に依り支出を爲す北海道地方費又は府縣に對し其の支出額の何分の一を補助す。

第十條 第三條第一項第四條第七條第三項の規定に依る行政官廳の命令又は處分に違反したる者は何圓以下の罰金又は料料に處す。

第五節 雜 感

寄生蟲の豫防撲滅は一見容易のやうであつて實は至難なものである。患者の驅蟲の如きも唯三回若くは四回の驅蟲劑投與では完全に驅蟲されるものではない。ために蟲卵の散布となり感染圈を擴大する恐れがある。近時行はれる學校の蛔蟲、十二指腸蟲驅除「デー」と云ふものも如何に兒童にばかり驅蟲をするも其家庭人に於て感染してゐる者があつたら早晚再感染は免れない所であるから學校で驅蟲をすると同時に其地域一帯に亘つて完全な驅蟲法施行を要するのである。又驅除には自ら時期があつて施肥に關係の無い時を撰はなければならぬ。而して驅蟲に先ち糞便検査を必要とするのであるがこれ又非常なる注意のもとに熟達者によつて始めて完全を期し得るもので普通は検査數の何%かは必ず見落しあるものと認めなければならぬ。特に鏡檢者が少數で被檢者が多數な普通の場合にこれを短時間内に鏡檢し終らうとする時に於ては不完全なること固より云ふを俟たない。

斯のやうな検査法によつて如何に多數の検査人員を示すとも其成績は何等價值のないものと認めなければならぬ。さうであるから鏡檢者は適當な検査期間を有し充分な注意の下に其成績の完全を期すべきことが最も必要なことである。

或は又若し其検査地域が寄生蟲感染の濃厚な所と認められる場合は其地住民全部を卵保有者と見做して驅除法を行ふも一法であらうか。此場合或る少數は全く蟲卵を有たない者も同様に驅除法を施行されるから幾許か餘分の勞力と無用の驅蟲劑を吞む損失は免かれぬと同時に藥劑を投與するのにも最も考慮して後難の起らない様に注意するのは勿論である。依つて實施の場合には前に述べたやうに寄生蟲病を輕視する者が多く驅蟲の場合の如き糞便の検査及び驅蟲劑投與を嫌忌する惡習のあるのは悲しむべき現状で其地域内の先覺者及び有力者指導者と共に協力一致して講話等により寄生蟲病害の如何に大なるか及び驅除は如何に困難であるかを知らせてから手落のない様にして着手すべきである。

どんな事業をなすも其財源を必要とするやうに寄生蟲豫防の撲滅作業も亦一定の財源を要することは云ふまでもない。そしてこの財源の使用に就ては一考を要すべき事項であつて唯慢然と多方面に亘つて必要に應じ使用される時は消費全額に相當する業績の望めないことは明かなことである。今多年臺灣の麻刺利亞防壓作業に従事せられ種々の意見を公にして提案された小泉丹氏の寄生蟲防壓作業に就て其財源消費に關する氏の意見を左に摘録するであらう。即ち氏は作業に於ては金力も勞力も共に集中的な方法を唱導せられなるべく短時間の間に作業の一段落をつけることが大衆に倦怠を催させず上下の作業當事者の精神緊張を弛めない利得があるとされ次のやうに記述されてゐる。

茲に年々九千圓の資源がある其は五ヶ年間繼續して得られるものとすると即ち總額四萬五千圓となる。若し之を十個所の作業に向けるとすれば一個所には一ヶ年九百圓となる。作業地を三個所に限るとすれば一個所一萬五千圓一ヶ年割三千圓となる。

十個所で作業が中途半端になることを避けて三ヶ所の作業の徹底を期さなければならぬ。なほ其上に年額九千圓の金額を三ヶ所に平分して三千圓づつ用ゐることすればなるべく一ヶ所に集めて使ふやう立案することが適切だと考へる云々。

試に一案をあげれば次のやうである。

第一	第二	第三	第四	第五	第六	計
第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第五 年	第六 年	計
(甲地) 九、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	一五、〇〇〇
(乙地) 〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一五、〇〇〇
(丙地) 〇	〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
(計) 九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	四五、〇〇〇

氏はこのやうに集中的に作業し何所かに模範的な美事な成績に到達する土地があるとすれば他の一般の作業地の民衆達にも「我等の土地もやがてはあの様な結構な状態になる」と云ふ光明が前途に達まれ誠意も熱も出て好成绩を収めることが出来ると提唱するのであると。

寄生蟲豫防施設に關する主要文獻

1. 藤浪鑑、橋本兵三郎 片山病(日本住血吸蟲病)の豫防 中外醫事新報 第729號
2. 〃 〃 日本住血吸病の豫防殊に石灰混入法に就きて 中外醫事新報 第796號
3. 小泉圓 寄生蟲の防壓 東京醫事新誌 第52年、2595—2601號
4. 武藤昌知 肝臟ヂス ト ヴ (Chlonorchis sinensis) 被包囊幼蟲浮游水の濾過裝置に關する實驗 醫事新聞 第1048號
5. 長尾美知、加藤專一 日本住血吸蟲中間宿主(宮入貝)の撲滅法 實驗醫報 第4年 第44號
6. 長野寛治 肝臟ヂス ト ヴ (Chlonorchis sinensis) の撲滅に關する研究 其一 水草除去並竹柴挿入による第一中間宿主マダニの撲滅法に就て 東京醫事新誌 第2563號
7. 〃 水草除去並竹柴挿入によるマダニの驅除の野外實驗報告 東京醫事新誌 第2663誌
8. 末安吉雄 日本住血吸蟲と野鼠(第一報告) 京都醫學雜誌 第17卷 第2號
9. 土屋岩保 日本住血吸蟲獎豫防上最も必要なる中間宿主撲滅に關する研究報告 東京醫事新誌 第1904 5號
10. 梶原勇、田宮貞仁、南崎雄七 農村に於ける十二指腸蟲再感染試驗 醫海時報 第1592號
11. 横川定 十二指腸蟲の防遏に關する基礎的研究、特に同感染仔蟲の生物學的知見に關する近業 日新醫學 第16年 第10號

感謝の辭

私が昭和四年七月衛生技術官會議に於て寄生蟲病豫防撲滅に關する調査を命ぜられてから之れを報告するまでの期間は僅かに一ケ年であつた。期間は此の如く短い上に一面重要多忙なる公務を持つて居るので淺學非才な私にとつては本調査は寔に身に餘る重任であつた。

然し唯だ私は寄生蟲病豫防が吾邦の衛生行政に従事する者に對して極めて重要な事務の一つである事を考へて、長い間それに微力を捧げて來た關係上十二指腸蟲病と蛔蟲病には多少の經驗があつたことは本調査報告をなすに就て幾分かの助けとなつたことと思ふ。併し斯く數多き寄生蟲の種類とその複雑な感染事情や豫防方法等の調査研究は、短才多忙の私には到底完璧を期する事の出來ないのであつたが、兎にも角にも此調査を終り未熟ながら此報告を完成し又これに多少の新たな實驗を加味し得た事は全く終始一貫懇篤指導せられた東大教授宮川博士並に熱心誠意殆んど寢食を忘れて不斷の助力を與へられた兵庫縣衛生課の中山、大橋、春野、熊野、西村、笹間、嘉納、菱川、内山、高岸、到津大河原其他の諸君と又常に多大の援助を惜まれなかつた傳染病研究所の山田博士、宮下、上杉の兩君に對し茲に特筆して深甚の謝意を表する次第である。

昭和七年三月二十二日印刷
昭和七年三月二十五日發行
(下卷)

內務省衛生局

東京市麴町區麴町八丁目壹番地

印刷者 杉田彌太郎

東京市麴町區麴町八丁目壹番地

印刷所 杉田屋印刷所

電話九段(33)一一〇二番

